

質問回答

平成 26 年 6 月 25 日

「インドネシア国業績評価に基づく予算編成能力向上プロジェクトフェーズ 2」

(公示日:平成 26 年 6 月 11 日/公示番号:140405)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	別紙 15 ページ 3) 後述のモニタリングシート	指示書中に具体的なモニタリングシートの記述がございません。別紙 17 ページ(8)1)モニタリングツールのことでしょうか。	「後述のモニタリングシート」は、17 ページ、(8)1) 及び 2) にモニタリングツールとして記載されている Explanatory Note 及び診断マトリックスを指します。(これらの資料は、MM の Annex3 と 4(P14 ~18)、及び RD の Appendix1 の Annex3 と 4 (P14~18)に添付されている文書「Explanatory Note of M&E」及び「Self-diagnostic Tools of Implementation Status of PBB(1/3~3/3)」になります。)また 18 ページに記載のとおり、両文書は協力開始後、現状に合わせて適宜修正することを想定しています。
2	別紙 16 ページ (4) 2) 別紙 17 ページ (6) 2) オーストラリアの協力先による保健省、公共事業省、内務省及び、オーストラリアの協力との重複回避	当該プロジェクトで協力要請されている、一部のライン省庁(保健省、公共事業省)においては、オーストラリアとの協力支援が重複していますが、貴機構、ドナー、インドネシア政府の調整を実施することで可能という理解でよろしいでしょうか。	協力開始後に関係者間で調整を行うことを想定しています。(なお、オーストラリアの PBB 支援は主に Standard Operation Procedure に関する支援だと BAPPENAS 側より説明を受けています。また、詳細計画策定調査で協議したオーストラリアからは、本技術協力プロジェクトで支援する KPI, リザルトチェーン、プロポーザルの改善と、オーストラリアの協力内容との相乗効果について期待する旨、コメントがありました。)

3	別紙 17 ページ (6) 1)及び3) 地方政府であれば 6 州をターゲット、3 地域分け(東部・中部・西部)したうちで各地域 2 州ずつのイメージ	インドネシア政府から、具体的なパイロット地方政府の要請はありますでしょうか。	現時点でインドネシア政府からの具体的なパイロット州の要望は確認されていません。
4	別紙 17 ページ (6) 1) 15 セクター(5 カ年計画の重点セクター省庁)	15 セクターのうち、農業、保健、教育、公共事業の以外のセクターをご教示ください。	BAPPENAS からはセクター名ではなく、以下の 15 セクター省庁を対象とする支援要望を受けています。 国防省、公共事業省、国家教育省、国家警察、宗教省、運輸省、保健省、エネルギー・鉱物資源省、財務省、農業省、内務省、選挙監視委員会、司法・人権省、海洋水産省、森林省
5	別紙 20 ページ(6) 経験共有・セミナー型研修	実施準備・現況把握フェーズ:2014 年 8 月～2015 年 3 月迄(P19～20)には、経験共有セミナー開催の活動の記述がございませんが、報告書の作成は記述されています。当該フェーズでもセミナーを開催し、別見積とする理解でよろしいでしょうか。	<p><実施準備・現況把握フェーズ:2014 年 8 月～2015 年 3 月迄(フェーズ1)>P20 (6)につき、以下のとおり修正し、(7)を追記してください。(なお、本活動については、詳細計画策定調査 MM 及び RD に添付の Plan of Operation にて活動 4-2 に記載がありますため、併せてご確認ください。)</p> <p>P20 (6)経験共有セミナーの実施 BAPPENAS、MOF、MOHA、地方政府(州政府)間で共有されるべき MTEF-PBB の議題、及び第三国の経験・知見でインドネシアに適用すべき内容につき検討を行い、経験共有セミナーを首都及び地方で開催する。なお、本セミナーに係る経費は別見積もりとする。</p> <p>(7)活動進捗確認・各種モニタリング報告書の取</p>

			<p>り纏め 経験共有・セミナー型研修の結果や WG を通じたコンサルテーション活動について、次年度活動へのフィードバックを目的に、1年間の活動実績と教訓をレビュー報告書に取りまとめる。</p>
6	別紙 21 ページ(9)、(11)	<p>経験共有セミナーについて、BAPPENAS、MOF、MOHA、地方政府代表者の参加を見込んでいますが、各フェーズにおける想定される開催回数、会場(ホテルか政府機関施設等)、日数、参加者構成及び人数をご教示ください。また、首都、地方の開催割合もご教示ください。</p>	<p>経験共有セミナーにつき、正式には協力開始後に CP と協議の上で計画を決定しますが、別見積もりには、以下の通り計上ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回数： <ul style="list-style-type: none"> ・フェーズ 1: 9 回(中央:5回、地方4回) ・フェーズ 2: 5 回(中央:3回、地方2回) ●日数:各 1 日間 ●参加者構成・人数： <ul style="list-style-type: none"> ・中央: 関連セクター省庁予算担当者、BAPPENAS 関係部局、MOF、MOHA (100 名を想定) ・地方: BAPPENAS 関連部局、MOHA、地方政府担当者(50 名を想定) ●会場:ホテル
7	別紙 21 ページ(11)	<p>「8.業務実施上の条件(3)別見積参照」の箇所が見当たりません。関連情報をご教示ください。</p>	<p>別見積もりの要否については、業務指示書 P5「第7見積価格及び内訳書」及び、【第2業務の目的・内容に関する事項】6. 業務の内容の各該当項目にて指定していますのでそちらをご確認ください。</p>

8	<p>業務指示書別紙 22ページ(13)本邦研修・第三国研修 「また、研修にかかる経費については、本見積もりに含めることとする。」</p>	<p>インドネシア側研修対象者の旅費、日当、滞在費についても見積りに計上する必要がありますでしょうか。必要がある場合、どの費目(旅費、一般業務費等)に計上すべきでしょうか。</p>	<p>インドネシア研修対象者の旅費、日当、滞在費については、別途、弊機構より支出する為、計上不要です。(コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月)に記載有り。) ・第三国研修の場合は計上対象となります。一般業務費の雑費に計上ください。</p>
9	<p>同上</p>	<p>上記に関して、研修同行者の渡航旅費(ジャカルターウェリントン等)は、どの費目(旅費、一般業務費等)に計上すべきでしょうか。</p>	<p>「本邦研修」に係る経費は国内研修旅費、「第三国研修」については一般業務費の雑費に計上をお願いいたします。(コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン(2014年4月)をご参照ください。)</p>
10	<p>業務指示書別紙 23ページ(14)現地セミナー・ワークショップ 「必要な技術移転を目的として現地研修を日本等から専門家を招致して実施する。」</p>	<p>日本から専門家を招致する場合の渡航旅費、日当、滞在費については、どの費目(旅費、一般業務費等)に計上すべきでしょうか。また、その際の日当、滞在費の単価はどのように考えればよいでしょうか。</p>	<p>・当該箇所を、「必要な技術移転を目的として日本等から専門家を招致して現地研修を実施することを想定している。具体的内容が決まり次第変更契約にて対応することとする。」に変更いたします。よって、契約時点では、見積もりへの積算は不要とします。</p>
11	<p>P24 別紙 12 ページ 活動 2-8、活動 3-7 別紙 20 ページ(6) 別紙 21 ページ(8) に記載の「レビュー報告書」</p>	<p>左記の「レビュー報告書」は、7. 成果品等(1)～(4)のいずれに該当しますか。</p>	<p>25 ページ(2)「各活動における作成報告書等」に該当します。</p>
12	<p>別紙 25 ページ(2)各活動における作成報告書等</p>	<p>いずれの報告書についても、尼文、英文、和文は必要でしょうか？</p>	<p>業務進捗報告書と業務完了報告書は尼文・英文・和文で作成します。但し、それ以外の「各活動における作成報告書」の尼文分はCPと協議の上で決定します。見積には、英文・和文のみを計上</p>

			ください。
13	業務指示書別紙 26ページ(3)業務従事者の構成 総括/PFMについて	「総括」と「PFM」に要員を分割した配置は提案可能か。又は「総括/PFM」に加えて、「PFM」の要員を配置した提案は可能か。	総括と PFM の要員を分割する提案は可能です。また、「総括/PFM」に加え、「PFM2」の要員配置のご提案も可能です。更に、総括が PFM 以外の業務を担当する提案も可能です。ただし、いずれの場合でも業務指示書 P3.4 に記載のとおり、類似業務は公共財政管理として評価します。
14	業務指示書別紙 27ページ(6)配布資料／閲覧資料 業務に必要な機材について	配布資料「①フェーズ1終了時評価調査報告書(案)」96 頁にフェーズ1で購入した機材の一覧が掲載されています。本件業務実施にあたっては、これらの機材を引き継ぐことが可能でしょうか。それとも、新たに見積り計上することになりますでしょうか。	フェーズ1(先行案件)で購入した次の機材については、基本的に引き継ぎ可能です;プリンタ、ファックス、無線インターネットルーター、スキャナー、プロジェクター(各 1 台ずつ)。(※パソコンについては、OS がウィンドウズ XP のため新規購入が必要です。)また、フェーズ 1(先行案件)ではコピー機はレンタルで対応していました。

以上